

たたき台 191227

第7期美唄市総合計画 (基本構想)

2021-2030

～第三の挑戦！～

みんなの力で 未来へつなぐ

緑豊かな田園都市 びばい

美 唄 市

■新たな時代の目指すべきまちづくり

急速な少子高齢化や人口減少による地域経済や市民生活への影響を最小限にとどめ、地域で暮らす市民の満足度やまちの活力を高めることが重要となります。

今後 10 年間の目指すべきまちづくりについて、次のとおり定めます。

1. 都市像

～第三の挑戦！～

みんなの力で 未来へつなぐ 緑豊かな田園都市 びばい

本市が目指すまちづくりを実現するため、美唄市まちづくり基本条例に掲げる「人権の尊重」「平和の希求」「自然との共生」の 3 つの理念と、「市民主体のまちづくり」「情報共有」「協働のまちづくり」の 3 つの基本原則に基づき、本市の貴重な自然や、先達が築き上げてきた歴史と文化、そこに住む市民が、希望あふれる未来に向かって織りなす「市民が主役のまちづくり」の考え方にに基づき、ふるさと美唄を愛し、いつまでもそこに住み続けたい魅力あふれる「びばい」を目指します。

2. 都市像を実現するための5つの基本目標

（1）ともに支えあい、安心して暮らせるまちづくり

〔福祉・保健・医療〕

近年、急速な少子高齢化や人口減少が進む中、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が、ますます求められる時代となっています。

こうした全国的な社会情勢にあって、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすためには、充実した医療・福祉・健康づくりを推進するとともに、主役となる市民一人ひとりが力を合わせるまちづくりを目指します。

<重点施策>

① 誰ひとり置き去りにしない安心して暮らせる地域社会の形成

どんなに人口減少や高齢化が進んでも、これまで培ってきた地域力を活かし、誰もがいきいきと地域社会の中で暮らしていけるよう、誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合う地域社会の形成を目指します。

② 健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康で暮らし続けていけるよう、ライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整えるとともに、地域連携を視野に入れた美唄にふさわしい医療体制を整備し、通院バスなどの日常生活を支える交通手段の確保など、すべての市民が必要なときに、必要な医療が受けられるよう、市民の健康を守るまちづくりを目指します。

(2) 地域資源を活かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

〔産業・観光〕

市民の暮らしを守り、地域の活力を高めていくためには、地域経済や産業の活性化を進める必要があります。本市は、これまで培ってきた農業や工業、商業などの生産基盤を構築しながら、これらが連携し魅力的な食文化を築き上げてきました。

こうした地域の貴重な資源を活用し、にぎわいと活力あふれるまちづくりを推進するため、地域経済の活性化を図り、多様な人材が自らの能力を十分に発揮できるよう、就業の場を確保することが必要となります。

そのためには、基幹産業である農業や地域資源を活かした食や観光、雪冷熱エネルギーを活用した新産業の振興などにより、安定した雇用を創出するとともに、交流人口、関係人口、移住・定住人口の拡大を目指します。

<重点施策>

① 地域資源を活かした「にぎわい」づくり

本市の貴重な地域資源を活かし、まちの魅力を高めることにより、人が集まり賑わいと交流が生まれる美唄らしい観光地域づくりと中心市街地の活性化を目指します。また、持続可能な地域社会の実現を図るため、若者の移住定住促進により、一人ひとりの個性と能力を発揮した地域の担い手確保と育成に努めるほか、雇用の創出や地域貢献を担う地元企業の支援を行うなど、にぎわいのあるまちを目指します。

② いのちを育む食と農の振興

安全・安心な農業は、市民の健康を守る食の源です。本市の基幹産業である農業の生産基盤の強化や新たな農業技術の推進、農業の教育的効果を活かし、農商工の連携による食と農のまちづくり、食文化による地域の活性化、都市と農村の交流など、本市の地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取り組みを行い、地域の活力増進を目指します。

(3) 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

〔教育・文化〕

地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、子どもは「地域の宝」、美唄の未来・希望そのものといえます。本市は、合計特殊出生率が 1.19 と全国、全道平均よりも低く、平成 29 年以降の出生数が 100 人を下回っています。

このような中、人口減少を抑制し、希望あふれる地域社会を築いていくためには、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することが重要です。

「愛されれば、その子は人を愛する人になる。社会に愛されれば、その子は社会を支える大切な人になる。自然に愛されれば、その子は自然を支える大切な人になる」といわれています。緑豊かな水田や畑作が広がる自然環境に恵まれ、歴史や伝統文化が息づく本市の自然環境を十分に生かし、市民が力をあわせ、子育てしやすいまちづくりを目指すとともに、豊かな人間性を育む生涯学習の環境の整備・充実を図り、すべての人が人として尊重され、社会参加できるまちづくりを目指します。

＜重点施策＞

① 安心して子育てできる環境の充実

誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境や、働きながら子育てしやすい環境づくりを進め、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育まれるまちを目指します。

② 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成

小中学校と一体となった生涯学習センター構想の推進や、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習、学校給食の充実などを通し、地域の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むとともに、「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く力強い資質・能力を育む教育を目指します。

③ 文化芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

屯田兵や道外からの開拓移住者により始まった本市のまちづくりの歴史を敬い、多様な価値観や文化への理解、文化芸術の創造性を深め、地域に根ざした芸術・文化活動を育むとともに、本市の人と自然と文化が織りなす生涯活躍社会を目指します。

（４）人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

〔自然・環境・都市基盤・安全安心〕

本市には、国の天然記念物『マガン』が春と秋に飛来する『宮島沼』や、空知管内随一の桜の名所『東明公園』のほか、四季折々の顔を見せる水田や畑作など緑あふれる自然環境に恵まれた美しいまちです。この貴重な地域資源を次代に引き継ぐため、環境の保全と活用のバランスを保ちながら、貴重な地域資源を活用して、更なる地域の魅力づくりに活

かしていきます。

また、すべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けていけるよう、市民の生命や財産を守るため地域防災力の向上を図り、地震や雪・雨・風などの自然災害に備えた地域社会を目指すとともに、防犯・防災体制の充実、生活基盤の整備を進め、安心・安全なまちづくりを目指します。

<重点施策>

① 豊かな自然環境の保全と共生

社会経済活動に伴う環境への影響を最小限に留めるための環境学習の推進や、環境に関する普及啓発、情報発信に取り組むなど、本市の貴重な自然環境を守り、自然との共生を目指します。また、ごみの減量化や循環型社会の形成を推進し、豊かな自然環境と快適な暮らしの実現を目指します。

② 地域の安全・安心の確保

全国的な地震や風・雨などによる災害や大雪などの大規模な自然災害により、市民の安全・安心への意識が高まる中、地域ぐるみの防災対策や地域連携による支え合う環境づくりをはじめ、誰もが安心して暮らすことができる防災意識の向上と防災体制の強化など、防災や減災に対する強化を図り、安全で安心なまちづくりを目指します。また、市民の生命や財産を守る消防・救急体制の推進や、消費者被害を未然に防ぐための取り組みなど、誰もが安全・安心に生活できるまちを目指します。

③ 快適な都市空間の推進

急速な少子高齢化や人口減少が進む中、本市では高度成長期に整備されたインフラ施設が老朽化し更新期を迎えるとともに、空き家、空き地、空き店舗などが増加していることから、市民の豊かな暮らしを支えるための住環境の整備や心やすらぐ公園の維持管理、道路などの都市基盤整備を図り、快適な生活空間のあるまちを目指します。

(5) 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

〔協働・行政改革〕

急速な少子高齢化や人口減少により、地域経済の縮小などが懸念される中で、地域の活力を保つ取り組みがこれまで以上に求められています。このため年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが求められています。

「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを推進し、市民と行政がさまざまな課題や情報を共有するための取り組みや、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を醸成しながら、市民自らが地域活動、社会活動に参画するための場づくりを目指します。

<重点施策>

① 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

一人ひとりの個性が尊重され、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、誰もが個性と能力を存分に発揮するとともに、お互いに思いやりのある地域社会が形成されたまちを目指します。

② 暮らしに根ざした行財政改革の推進

長期的展望に立った市民本位の持続可能な自治体運営や健全な財政運営により、効率的かつ効果的な質の高い行政サービスを提供し、持続可能な地域社会の形成を目指します。

3. 施策の体系

(1) とともに支えあい、安心して暮らせるまちづくり

- ① 誰ひとり置き去りにしない安心して暮らせる地域社会の形成
 - 地域福祉 ○障がい者福祉 ○高齢者福祉
- ② 健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実
 - 保健 ○地域医療 ○交通手段

(2) 地域資源を活かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

- ① 地域資源を活かした「にぎわい」づくり
 - 商工業振興 ○雇用対策 ○観光・交流 ○移住・定住
- ② いのちを育む食と農の振興
 - 農業振興 ○農商工連携

(3) 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

- ① 安心して子育てできる環境の充実
 - 子育て支援
- ② 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成
 - 学校教育 ○平和施策
- ③ 文化芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興
 - 芸術・文化 ○生涯学習・スポーツの振興

(4) 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

〔自然・環境・都市基盤・安全安心〕

- ① 豊かな自然環境の保全と共生
 - 自然保護 ○循環型社会
- ② 地域の安全・安心の確保
 - 防災・防犯・交通安全 ○消防・救急 ○消費者保護
- ③ 快適な都市空間の推進
 - 都市基盤整備 ○景観・緑づくり

(5) 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

〔協働・行政改革〕

- ① 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成
 - 協働のまちづくり ○男女共同参画
- ② 暮らしに根ざした行財政改革の推進
 - 行財政運営

■土地利用の方向

本市は、総面積 277.61 km²を有し、宅地 10.09 km²、田 88.22 km²、畑 7.51 km²、山林 100.0 km²、原野 1.07 km²、池沼 0.35 km²、牧場 0.77 km²、雑種地 7.53 km²、その他 61.08 km²から成り立ち（令和 2 年 1 月現在）、緑豊かな自然環境に恵まれた広大な市域であり、市街地をはじめ肥沃な農地や豊かな森林が調和を保ちながら形成されています。

土地は、現在及び将来にわたる市民の生活と生産活動の基盤として、活力とうるおいをもたらす貴重な資源であり、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

本市の個性的な風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の豊かな自然環境、快適な生活環境、活力ある産業の振興などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方にに基づき、以下の 3 つの基本方向に沿って、総合的かつ計画的な調和のとれた土地利用の促進に努めます。

1 都市地域

これまで整備してきた施設を適切に維持し、安全で快適な都市環境を整備するため、インフラ施設等の長寿命化や適切な維持管理のほか、人口減少や少子高齢化などによる空き地、空き家の利活用を促進し、公共施設の複合化・集約化など機能的な市街地の形成を図ります。

2 農村地域

農業従事者の減少などを踏まえ、農業生産基盤の強化や先進技術の導入などにより農地を保全し、良質な農産物の安定的な生産につなげていくとともに、農村集落のコミュニティの維持・確保や、都市と農村との交流促進による魅力発信などを図ります。

3 森林地域

森林は、経済的効果だけではなく、国土の保全や地球環境を守る効果など多面的機能を有しており、森林の適正な管理、保全に努めます。